

令和8年テールゲートリフター特別教育 臨時開催

相生労働基準協会
TEL 0791-22-8404

令和5年厚生労働省省令第33号及び令和5年厚生労働省告示第104号により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み降ろす作業におけるテールゲートリフターの操作の業務は、令和6年2月1日以降は、本特別教育を受けることが義務付けられました。

この機会に受講いただきますよう、ご案内いたします。

1. 開催日時 令和8年7月6日 9:40~17:00 (休憩含む) (受付開始9:20~)
2. 開催場所 相生労働基準協会2階 (相生市旭1丁目2番16号)
3. 講習科目及び時間 (進行によって講習内容は前後することがあります。ご了承ください)

教育内容	時間割	時間
オリエンテーション	9:40~9:50	
I テールゲートリフターに関する知識	9:50~11:20	1.5時間
休憩	11:20~11:30	
II テールゲートリフターによる作業に関する知識	11:30~12:00	0.5時間
昼食	12:00~12:40	
II テールゲートリフターによる作業に関する知識	12:40~14:10	1.5時間
休憩	14:10~14:20	
III 関係法令	14:20~14:50	0.5時間
休憩	14:50~15:00	
IV テールゲートリフターの操作方法(実技)	15:00~17:00	2時間
修了証交付	17:00	

4. 定員 28名
5. 受講料 **会員 12,210円** テキスト代990円 計13,200円 非会員受講料14,410円 (消費税込)

・受講料は下記口座へお振り込みください。(振込手数料はご負担ください。)

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

※一旦納入された受講料は返還いたしません。

6. 申込方法

【Web申込の場合】ホームページより申し込みください。

【電話予約の場合】電話にて予約後、申込書に写真添付し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所までご郵送ください。(申込書はホームページからダウンロードできます。)

7. その他

(1) 受講者は受講票と本人確認書類(自動車運転免許証等)を会場受付に提示して出席印を受けてください。

(2) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。*オリエンテーション終了後は、遅刻とします。

(3) 実技講習はヘルメット・作業服上下・安全靴・保護手袋を着用して下さい。

※保護手袋(手のひら側に滑りにくい加工をしたもの)

(4) 昼食及び飲物は各自用意してください。

ご提出いただいた個人情報、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的に使用しません。

(5) 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越し下さい。

またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。